

第七回 国会 院 經濟安定委員會 會議錄 第二十二号

昭和二十五年四月二十七日(木曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 小野瀬忠兵衛君
理事 小川 平二君 理事 志田 義信君
理事 多田 勇君 理事 永井 英修君
理事 佐山茂太郎君 理事 米原 昶君
田中不敏三君 福井 勇君
細田 榮藏君 南 好雄君
勝間田清一君 成田 知巳君
出席國務大臣

出席國務大臣

青木 孝義君
出席政府委員

大藏事務官 伊原 隆君
(理財局長)
通商産業 宮崎 靖君
政務次官 官 靖君
經濟安定 西村 久之君
政務次官 賀屋 正雄君
大藏事務官(外資 委員會事務局長)

委員外の出席者
議員 河田 賢治君
專門員 園地與四松君
專門員 菅田清治郎君

四月二十七日

委員田万廣文君及び三宅正一君辭任につき、その補欠として勝間田清一君及び成田知巳君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件
外資に関する法律案(内閣提出第一八五号)
外資委員會設置法案(内閣提出第一八六号)

○小野瀬委員長 ただいまより會議を開きます。

これより内閣提出第一八五号、外資に関する法律案、内閣提出第一八六号外資委員會設置法案を一括議題とし、質疑を行います。

この際お諮りいたします。ただいま大藏委員河田賢治君より委員外發言を求められております。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○小野瀬委員長 それでは委員外ではありますが、まず河田賢治君より質疑を許します。

○河田賢治君 本案についてまだ十分に検討はしてないのではありませんが、先日大藏委員會で外国人に対する租税の減免の法律に關係いたしまして、當委員會に連合審査を申し込んだのでありますが、時間的關係でできないというお話でありましたので、二、三のこれに關連する問題について政府に質問いたしたいと思います。

今日日本の經濟が非常に變態的であり、かつまた日本の輸出にいたしまして、きわめて不十分であり、また市場もますます、狹隘になっておる。こういう場合に、特に外國資本の導入をはかつて日本の經濟を再建するといふことではありますが、これに對して外資を導入し、はたして日本の産業を發達させ、また外國に對するいろいろな輸出を發達させるという見通しがありましかどうか、この点について基本的な問題として一應質問したいと思います。

います。

○青木國務大臣 外資導入のことは御承知の通り、かねてから国内におきましてもいろいろ問題があつたのでございまして、日本のような戰後の状況からしまして、国内の蓄積資本が破壊されており、またその後の経過から見ましても、やはり貿易の振興をはからなければならぬ。それには国内産業の發展を企図しなければならぬということとあわせて、資本の欠乏というか、資本が足りないという關係から、やはり外資を導入するということによつてわが國の資本の増加をはかり、産業の發展をはかる。同時に、貿易の振興をはかるという一連の考へ方が、一応正しい考へ方であるといふふうに自分では思つておりますので、そういう意味から、できるならば外資の導入ということは、政府といたしましてはこれに助力して、日本の經濟の自立とその健全な發展、あるいは國際收支の改善に役立つような外資に對しては、これをなるべく導入するという態度をとらなければならぬ。それが日本經濟の將來の自立のためにも、また將來の經濟の發展自体にも、必要であるといふふうに考へておる次第でございます。

○河田賢治君 そうしますと、日本の經濟を發展させ、自立化をはかるというのでありますが、具体的にたとへばその反面、日本經濟の復興に悪影響を及ぼすと思われる場合には、外資委員會は認可したりあるいは許可したりしないということになつておりますが、これはどういう意味に解しているのですか。

○青木國務大臣 外國資本がわが國に投下されるという場合におきまして、もしこれが日本の經濟が正常な状態にございまして、きわめて自由な立場でこれを受入れるということにならうかと思ひますが、現在の日本の經濟状態のもとにおきましては、やはりその二一應の基準を定めまして、認可可制をとりて行くということが必要であるという意味で、外資委員會は日本經濟の自立、あるいは健全な發展ということ、そういうことを阻害しないように、またそれを發展させるような、しかもその上に國際收支の上で、貿易上の適な状態を順に求めて行くといふような態度で、外資の導入というものを進めて参りたいということでありま

す。

○河田賢治君 具体的な例を申し上げます。たとえば最近外國資本によつて日本が專売權を購得する。これは案の問題であります。たとえばストレプトマイシン、これは本年政府でも七億ばかり外國から買入ることになつております。ところが向うではこのストレプトマイシンは、いわば生産の技術方面から申しますと時代遅れになつて来た。それ以上のものが最近出て来た。ところが現在外國で相當滞貨になつておるものを日本の政府が買入れ、そしてまたこれを一応売り拂ひに、日本の事業会社が向うの古いストレプトマイシンの專売權を購得して、日本で生産する。ところがそれはもう先方にとつてみれば時代遅れになつておるのであります。こういう事業を高い特許料を出しまして、日本で生産する、生産した後にまた向うではさらに新しい進んだものができておるとすれば、それが入つて来るわけでありまして、こういう場合には明らかに、何と申しますか、時代遅れなものを日本としては新しく思つてそれを買入れ入る。しかも買つたものができ上つたころには再び向うの製品が入つて来る。こうして結局國內の經濟というものは極端に二重にも、三重にもこれは破壊されることになつておる。ありますが、万が一こういうような結果がはつきり現れるような場合には、外資委員會あるいは政府においては、こういう問題に對してはこれを許可しない、あるいは認可しないといふような考へが、あるかどうかが、この点をお伺いしたい。

○青木國務大臣 ストレプトマイシンの例はよく存じませんが、向うの遅れた技術あるいは遅れた非常に古い製品であるといふようなお言葉でございまして、日本としては新しいものと進んだ同一の製品がでるといふと進んだといふような意味で、これをさらに生産しなければならぬ。その技術の導入等につきましても、もちろんそういう場合におきましては、十分外資委員會はこれについて検討いたしまして輸入を許可する、あるいはその技術契約を行うといふような態度でやつて行

くべきであると考えております。

○河田賢治君 それではもう一つ例をあげてお尋ねしますが、現在石油などにおきましては相当外国の資本が入つております。ほとんど日本の石油の販売につきましては、外国資本に支配された状態でありまして、ところで向うからやはり相当の技術者が入り、あるいは高給な労働者が入つて来ております。たとえばカルテックス等におきましては、二百名の全従業員のうちで、わずかに二十名の外国人である。あと百八十名が日本人であります。しかも賃金の支拂い額におきましては、八百万円から一千万円を二十人に対しては、百八十人に対して二百万円にすぎない。従つて一方においては月四十万から五十万所得があるのでありまして、日本人はわずかに一千万円内外、これはまた精油会社等におきましては同様であります。しかもこれらがアメリカ本国におきましては大体月四倍から五倍、日本における所得の方が多いわけでありまして、こういうふうな状態で外資が入つて来れば、これは明らかに日本の労働者にとつては、労働強化も行われ、しかも他方外国のわずかな労働者に対しては、こういう高い給のものを拂つておる。しかもこの所得が外貨予算によつて安全に保証されるということになれば、これは明らかに日本経済の復興に対して、私は役立つていないと思ひます。こういうふうな状態のもとに今後外資の導入が行われ、ます、日本の経済がこうしただい連の外国資本によつて支配される形態

になると思ひますが、こういうことに對してもやはり政府は、日本経済の復興に悪影響を及ぼさないものとして、こういうものを認可し、あるいは許可される方針でありますか、この点をお伺ひしたい。

○青木國務大臣 ただいまのお話のカルテックス・オイルの關係は詳細は存じませんが、御承知の通り、外国の技術を導入するという場合におきましては、為替の關係とか、あるいは特殊の技術であるとかいうような場合においては、やむを得ずその場合日本の労働者といふものとは比較にならない高いものにつくといふようなことがあるかもしれません。しかしこれは大体導入する場合において、技術導入の契約の場合における一つの契約に基いて行われておると思ひますが、この点については多分私の考えでは、外資委員会は全般的にはこれについて一応の審査をいたしておると思ひます。詳細の点についてはどの程度に審査をいたしておるかと、私もはつきりわかりませんが、ともかくそういう点はおわれわれの方としても調査してみることが必要であるかと思ひます。但し、これはやはり個々にそれ／＼の契約の場合において取組まれるものと考えますので、そういう点についても、できるだけ認許可の場合に條件となる点については、有利にこれを考えるといふことは当然の考え方だと思ひます。

○河田賢治君 それでは最近の政府がこの法律に基いて、大体外国の資本あるいは技術を導入しようといふ、こういう一産業を、公益事業、あるいは国際收支の改善に寄與する事業、こういうものをどのようにお考えになつておられますか。

○青木國務大臣 今までのところ、昨年の三月出発以来を見ますと、件数におきましては少し大した件数には上つておりませんが、かつまた目ぼしいものはあまりこれまででところではございません。そこで政府といたしましては、なるべく外資の導入を求めるといふような意味で、この外資の導入を自由にとりかはらうといふようなことも、相当に強く考えておりましたけれども、しかしながら先ほどから申し上げるように、日本経済の自立を阻害するといふようなことがあつてはならないといふようなことを考え、かつ日本の経済の現状から見て、できるだけ有利なものをとつていふことを考えたので、今回の外資の導入に關する一定の基準を問題にした法案を提出いたしました。御審議を願うといふことに相なつておるのでございまして、これまで

の狀態についておもしろいものについて、政府委員からお答えをいたすことにいたします。

○河田賢治君 そういたしますと、今はつきり内容を仰せられないのです。が、日本の現在の經濟情勢からいいますと、外貨を獲得する、輸出を振興するといふことになれば、当然日本はこういう資本が入りまして、生産が増大する。国外に出る輸出は増大する。こういう形になれば、勢ひ輸出の保証といふものが各各に對して相当とらなければならぬと思ひます。ところが御承知のようにアメリカにおきましても、日本の輸出の大半をなしておりました生糸等はあまり売れませんが、しかも織物等におきましては非常に高い関税がかかつておる。戦前から

見ますれば、二倍、三倍といふような関税がかかつておる。陶磁器においても同様であります。こういうふうな日本から輸出するものについては、相手方は保護關税をもつて、できるだけ日本品を買わないといふ方針をとつておられますから、外資が入りましても外国がこれによつて輸出を保証しない限りは、とうてい日本の産業が、国内のみの非常な狭隘な市場においては消化することのできないような場合、これに對して十分な保証を與えるといふような態度を各各の政府、特に外資を入れたるそれ／＼の政府においても、適當な方法を考えさすようなことを考えておられるかどうか。またこれらの保護關税に對して、当然日本の産業を發展させるために、むしろやな關税をもつと下げさすような意向があらうかどうかどうですか。

○青木國務大臣 貿易の問題につきましては、御承知のようにどん／＼貿易協定等各地と結ばれて参りまして、最近では多分二十二地域か、二十三地域と貿易協定が結ばれておるといふような狀態でございまして、問題は關税であります。やはり將來の關税の問題については、經濟安定本部といたしましては、また大蔵省といたしましては、いろいろと検討をいたしておるはずでございます。

○河田賢治君 これは最初に聞いたこととありますが、たとえば今年の一月から三月外貨予算を修正されて、特にポンド關あたりからの輸入を非常に抑制されるというふうな今日行き詰まつて來ておる。ところが今度は外資導入法によりまして、外国に對するいろいろ

るな保証を一応外貨予算が與えて行くといふこととありますが、現在の政府が決定したしております今年度の外貨予算等によつて、これを十分に実行し得る見込みがあらうと思ひますか、何らの変更なしにこれをやつて行ける予定であるか、その点をお伺ひしたい。

○青木國務大臣 外貨予算の問題につきましては、最近新聞にも発表されておつたと思ひますが、四月から六月にわたる第一、四半期の外貨予算の状況といふものがすでに発表になつておりますから、おそらく御承知のことと思ひます。われ／＼の考えをいたしましては、輸出關係等は一月は相當に悪かつた。これは今年の一月一日から輸出輸入の關係がだん／＼民間に移されて來たといふ關係があり、あるいはそれに對する荷送りの關係、手続の關係等があつて少かつたと思ひます。しかし二月はだん／＼増加して参りました。三月にはわれ／＼の予想では大体予定のような數量になつて來ておる。そしてさらに四月、五月とだん／＼と状況は必ずしも悪いといふ状況ではないと思ひますので、われ／＼の予想いたしております輸出六億二千万ドル、輸入十億二千万ドルという程度の目標は、達成せられ得るものと考えております。

○小野瀧委員長 この際河田君にお願ひ申し上げます。ただいま參議院の方から青木國務大臣に對しまして、本案に對する提案理由の説明を聴取したいから出席してもらいたいといふ申出があらわれたので、しばらく席をはずさなければならぬといふこととありますが、他の政府委員でよろしゅうござい

ますか。――それではもう一つだけお許しいたします。

○河田賢治君 最後に、現在御承知の

ように、日本の中小企業はどん／＼倒壊してある。かつまた税金等においてこれが支拂いに非常に苦しんでおるといふふうな状態、また生産部門も国内の購買力がないために、ますます／＼中小企業は倒れて行く、ところがこのようにして外人の投資家に対して特に保護を與える、あるいはまた税金の面に對しても、先日通りましたように、日本の利子所得においては半分でよいとか、あるいは給與所得におきましても基礎控除を所得の半額にする、こういうふうな状態で、外人のために特別にいろ／＼な面から保護政策をとつておられる。しかも日本の事業家、日本の資本家に対しては大したことはまるきりできない。特に中小企業においては、その感を深うするのでありますが、かくまでして外国投資家の保護をして外資を導入する、これによつてやはり日本の中小企業がなおかつ安全に、しかも今つづつあるような中小企業も復興への道をたどり得るものか、こういう見通しについて政府のお考えを承わらせていただきたい。

○青木國務大臣 外資導入の關係に、ななる外国人の生活を保護するとか、あるいは外国人を經濟的に保護する、そういう意味での問題は、もちろんいろいろとむずかしい問題もありまゝが、實際におきまして、外国人が日本に入つて来られる、そして日本人と同様な生活を営む、こういう場合におきまして、ひとり外国人だけを保護するということは不都合ではないかといふ御意見も一応ごもつともございしますが、今日の日本におきまして外資を導入することが、われ／＼

の日本經濟にとつての必要事であるといふことでありまゝ限り、やはり外国人が日本におられる場合においては、できるだけこれを保護して行くといふことも、當然これに関連して考えなければならぬ一つの事項だと思ひます。ことに中小企業の問題等について、外資の導入について、社債のようなものはこれはおもに大会社というものが対象になります。中小企業等におきましては、技術の導入というふうなことに、これは、これは当然必要なことでありまして、御承知の通り、日本が競争をしておる間に、科学技術等においては相当に遅れておる、そこでこういうものをとりもどして、日本の商品が外国市場において競争ができて得るといふやうなところまで持つて行くためには、どうしても外国の發達した技術を導入することが必要であります。そういうことで、中小企業におきましても、そういう点においては當然利益を得ることができるのであります。しかし、そういう点において、大企業と中小企業を比べたらという問題になりますと、御承知の通り、日本の中小企業といふものは大企業に大きな企業に關連を持つておる関連産業であります。従つて大企業に外資が導入されれば、従つて中小企業に對してもいろいろ／＼と潤つて来るというところも考えられるのであります。ことに造船等の問題になれば、御承知の通り、ほとんど七割は関連産業にまわつて行くといふのが常態だと言われております。さういふわけでも、必ずしも中小企業を圧迫することになるとは考えません。従つて外資の導入におきましては、大企業について、中小企業についても、まづ同様に

考へて行つてよろしいのであらうといふふうに考へておる次第であります。ことに最初に申し上げました外国人に對する保護云々という問題は、外国人が日本に参りましていろ／＼な經濟活動を含みます場合、あるいは技術等の導入に際してその技術員が入つて来るといふような場合に、日本人と同様な生活を営むといふやうなことに、は、多少われ／＼もゆるやかな考え方を持たなければならぬだらう、同じやうな税金を納めて、そして自國にいらよりもより低い生活をして営ませるといふやうなことは、なか／＼むずかしいことではあります。また導入の場合の條件等もありまゝし、それらについて、もしも相當緩和した態度で臨まなければならぬといふふうに、政府としては考へておる次第であります。

○小野瀬委員長 この際委員各位に御語り申し上げます。このほかに委員外の發言を川島金次君から申出がございしますが、委員の發言がたゞさんございしますので、まづ委員の方から發言を許して行きたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○小野瀬委員長 御異議なければさうとりはからいます。

○多田委員 外資導入の法案が提出されたこと、その政府の努力に對して敬意を表する次第でございします。ただこの法案を審議するに際しまして、私ども一応頭に入れておかなければならぬ点、それは外資導入のこの法案が提出に至るまでの間には、いろ／＼な方

面で検討され、あるいは日米合同審議會といったやうなものも持たれたといふやうなことを新聞紙上で承わつておりますが、この提出までの経過といひますか、その間において日本側とアメリカ側との意見が、どのような形で相違しておつたかという点、あるいは日本側の内部においても、大蔵省あるいは通産省、經濟安定本部等において、いろ／＼意見の相違があつたように聞いておりますが、これらの点について概略でつけようでありますから、今までの経過を御説明願ひたい。

○西村(久)政府委員 ただいままでの経過の話をしようという御要求でございしますが、経過をお話申し上げることよりも、大体法案に示されたやうな線に今までの線があつたといふことに御了承願つて、質疑を續けていただきたいと思ひます。

○多田委員 お聞きするのは非常にむづかしいと思ひますので、それでは事務次官の言われる通り、法案の内容に對して質疑をいたします。外資の導入に對するいろ／＼な問題の障害を除去するといふことが、外資を急速に導入する。そこで法案に示されているやうな考え方、外資を強引に導入するため、いろ／＼な障害を除去すること、この法案によつてある程度實現されていくといふことは、私どもも法案を讀みまして感じていた点であります。が、しかしなお相當程度の障害があるのではないかといふ点を一応心配してゐるのでございします。たとえば国内における日本のいろ／＼な法律、これらが相當程度外資の導入に障害をなしているといふやうなものがあつたはしないか。具体的に申し上げますと、独占禁

止法並びに事業者団体法が、外資を導入する面で相當程度障害になつてゐる点があるのではないかと。これに對する政府の考え方、並びに事業者団体法あるいは独占禁止法、外資を導入するために必要な限度において改正する御意見があるかどうか、この点をお伺ひいたします。

○西村(久)政府委員 御意見のやうに、外資を導入する上において障害を生ずるといふやうな場合につきましては、これを改正して行くことに努力するといふことを、ここで申し上げてよろうと思ひます。

○多田委員 そういたしますと、ただいまの御意見では、独占禁止法なり、あるいは事業者団体法なりにおいて、外資を導入するための障害が相當あるといふ御意見で、近い将来これらの法律を改正することをお考えになつていられるやうな御意見が、具体的にどのやうな点が障害となり、どの程度に改正するお考えであるか。その点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○西村(久)政府委員 独占法等の改正につきましても、日本政府だけの考え方、簡単に改正がととのわぬといふやうな關係等も伴いますので、いづれの点をどういふやうに改正するといふことは、今日ここで明言はいたされませんが、外資を導入する上につきましても、支障を来すといふやうな關係のところを伴ひますれば、それに伴ひまする關係法規の改正につきまして關係方面とも連絡をとりまして、そして日本政府として及ぶ限りの努力を拂つて改正の實現を期したい、かやうに考へるわけでございします。

○多田委員 たゞえば事業者団体法で非常に制限されております点、事業者

の結合体は、共通の利益をはかることを目的にして一切の事業活動をするにはまかりならぬという、非常に強い法律の内容であり、たゞえば特許権によつて外資を導入するといったような場合に、中小企業者がこの外資の導入をはかるという考え方を当然持つて参るだらうと思ひます。あるいは大企業と言われませんか、大企業に近い程度の企業家にあつても、単独の企業体では、これらの外資を導入することが困難だといふような点から、ある程度の業者が集まつて、これらの外資を共同で導入するといふようなことを一応考えるといふことが、日本経済の現状だと思ひます。ところが、実際問題としていふことが、日本の法律に抵触するといふことになり、これらの技術の面でも外資の導入の受入れには、非常に困難を生ずるという点がある。むしろ事業者団体法があることによつて、外資導入の非常に大きな障害となる点がある。これらは考へてゐるのでありますが、これらの点について、政府当局がそれらの方面に折衝された場合、あるいは司令部側の意見は、外資の導入を一応どの程度に考へられてゐるか。前回の国会で改正になりました独占禁止法の改正の程度で、外資の導入が行われるといふような見解であるかどうか。この点をいま一応伺ひたいとおきま

す。○西村(久)政府委員 先ほども申し上げました通り、現在の独禁法によりまして、外資の導入に、日本の中小企業者の他のいかなる組合団体等が、障害を来しておることを御心配になることは、一応ごもつとも存存するのであります。御承知の通り、この独禁法と事業者団体法は、日本の財閥解体に伴ひましてできて参りました法律でありまして、資本その他の関係が集中することを排除して、なるだけ資本の公平化と申しますか、そういう線に沿うように日本の経済を仕向けたいという趣意のもとに、独禁法等はできてゐる。考えられるのであります。従つて今お述べになりましたような関係の、中小企業以下に組合団体が仕事して行くといふことが、極端に独占禁止法に抵触するといふような関係のものにつきましても、今後政府といたしましては正すことに努力いたします。また関係方面とも折衝の上、御了解願ふことに努力をいたしたい。かように考へるわけでありまして、個々の問題につきましても具体的に御説明申し上げるのには、問題が出ました際に討議をしなければ、今総括的にそういうものを独占禁止法、あるいは事業者団体法の適用を受けないような措置をとつて行くといふように、ここで明答を與え得られない実情にあることを御了承願ひたいのであります。

○多田委員 政府の御苦心の点はよくわかるのでありますが、ただいまお話のように独占禁止法、あるいは事業者団体法が、日本の経済の民主化をはかるための経済的な法律として、現に実施されてゐるのでありますから、今問題になつておられます外資の導入といたします際には、結局において中小企業者がこの線からはずれざるを得ない。むしろ独占的な大企業体は外資を導入することに依つて、いかなる経済活動をさらに強固にするといふような危険性もあると思はれますので、日本の経済の実態に沿うように、政府において改正の努力をしていただきたいといふことをお願い申し上げておきます。その次に税の問題であります。税制の問題がやはり外資を導入するため、非常に大きな問題だと考へております。現在国会に税に対する特別措置の法案が提案されてゐるようであり、すが、その法案の内容と、政府のこれらに対する考へ方をお伺ひしたいと思ひます。

○西村(久)政府委員 租税の減免なり、あるいは外人の株式の取得を自由に向うへ送られて安心して株式の取得等ができるというやうな関係等につきまして、政府としても実は考へていたわけであります。今回提案してあります外資に関する法律も、そういうやうな線に沿つて立法したてゐるわけでありまして、租税の特別措置に関する法律案は、国会に提案したてゐるものであります。この点も、外国人を優遇すると申しますが、ある程度租税を減免も存じませんが、優遇しつつ、安心して外国資本を日本に導入することができやういふことにはからいたいという趣意で、租税の減免の特別措置法を国会で御審議を願つておるやうなわけでございまして、その点は気分的にも税金が軽減したという気持ちで、外国人が日本と取引と申しますか、外資を日本に導入するといふ一助となるのではなからうか、かように考へておるわけでありまして。

○賀屋政府委員 ただいま多田委員の御質問は、別途国会に提出されております租税の特別措置につきまして、外国人への課税をどう扱うか、その内容についての御質問もあつたやうでございまして、簡単にたゞいま御審議願つております同法案の内容を御説明申し上げたいと存じます。外国人に対して特別な取扱ひをいたしております点は、およそ五ヶ条あるものであります。まず第一には外国人の持つております国債でありますとか、地方債、社債、あるいは株式、そういった証券類の利子、配当の所得に対して課せられます所得税につきまして、一般の場合は百分の二十の税率であります。その半分の百分の十としておるのが第一でございます。第二は、所得税の課税の原則から申しますと、国内に参つております外国人に対しては、その外国人が本国で所得を得ております場合には、その所得も合算して税率をかけることになつておるのであります。昭和二十五年から三十年までの期間を限りまして、海外の給與所得は、原則として合算をしないという特別の扱いをいたしております。ただ日本に参つております通常の生活に必要な金額を越えるやうな金額につきましては、加算するといふ例外はございまして、原則として海外の所得はこれを合算しないといふことにはいたしております。第三点は、一定の業種、たとえば日本経済の健全な発展のために、外国の資本でありますとか、技術の導入を必要とする事業でありまして、一々どういふものがこれに該当するかは、大蔵大臣が外資委員会を協議してきめることになつておりますが、そういう事業を営みます法人から受け得る給與の所得、それから退職所得、これにつき

ましては、その法人で働いておられます外国人全部につきまして、控除を日本の普通の場合と違つた取扱ひをいたしております。すなわちその受けました金額の半額を控除する、ただその限度は一応三百五十万円を越えるといふことになつておりますが、半額を控除するといふ規定になつておまして、課税の軽減をはかつておるのであります。ただこの場合も、業種がそれに該当すれば、どんな会社であつても、そこに使われておる外国人は全部適用されるというのではないのであります。さらにその法人自体に一定の制限がございまして、一億円以上の外資が入つておる場合に限られておるのであります。この一億円の算定の仕方等につきましては、別に定めることになつておるのであります。それから、今申し上げましたのは、直接重要な産業を営んでゐる会社に働いておられます外国人の場合であります。もう一つは、外国の投資家の事業活動を一層容易にするやうな、関連してあります事業活動、たとえば銀行でありますとか、保険でありますとか、そういう事業を営んであります法人から受け得る給與所得、退職所得につきまして、昭和二十七年から三十年という、同様の期限を限りまして、同じく半額の控除を認めるといふことにはいたしております。それから同じく所得税の控除につきましては、学校教育法第一條に規定する大学、高等学校に勤めておられます外国人の教員の所得につきまして、同様に二十七年から三十年まで半額を控除するといふことになつております。第四には、これは別に業種でありまして、法人といふやうなことを限定い

たしませんが、日本に住んでおります外国人全体につきまして、一般的に昭和二十五年分の所得と、それから二十六年分の所得と、この両年度の所得に限りまして、やはり半額の控除を認めるといふことになつておるのであります。

第五番目には、富裕税につきまして、外国人が国外に持つております財産を算入いたさないといふことにいたしております。

以上五つの点につきまして、外国人につきまして一般と異なつた取扱ひをいたしております。

○多田委員 だいまお話の一億円以上の外資が入つてゐる会社という一応の線を引いておられるようであります。この線を引いたのはどういふ考えでこの線を引かれたのか。また現在考えられてゐる会社はどのようなものを一応考えられておるか、その点をお聞きいたします。

○賀屋政府委員 だいま御説明いたしましたように、外資が一億円以上入つてゐる法人に勤めております外人に限つて特別措置をいたすことになつておりますが、この一億円の算定は、貸付金という外資が入つておられます。その会社の事業に使われますものを現物の形で入れております場合、それからその会社と、技術契約をいたしまして、無体財産権の形で入つてゐるようないふ投資の形態があるのであります。それから株を持つ場合ももちろん入るわけですが、ただいま一億円を越えておるといふ会社は、たしか現実にはないやうに記憶いたして

おります。しかしながら今申しましたような無体財産権の形による、いわゆる工業所有権を、何らかの方法で評価いたしますれば、これは相当金額に上るものもあると思ひまして、これを通算いたしますと、この計算の方法につきましては、まだ確定的にはどういふ方法でやるかといふことがきまつておりませんが、それがきまつて計算いたしますれば、あるいはこれを越えるものも出て来るのではないかと考へております。具体的にどういふ会社だいまちよつと見当がつきかねるので申し上げることができないのでありますが、御了承願ひいたします。

○多田委員 その次に旧外債の処理の問題であります。外国の資本家が日本に投資をする場合におきましては、日本に対する信用をさらに一層深めなければならぬといふことは申し上げるまでもないことではあります。現在の四億ドル以上の外債の処理を、どういふやうに日本政府は考えられておるか、この点についてその考え方を伺ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 戦前の外債につきましては、ただいまお尋ねの通り、残高がドルにいたしまして二億五千八百万ドル、それから未拂い利子が一億一千百万ドルあると記憶いたします。一ドル三百六十円と換算いたしてみますと、九百二十九億円の未償還現在高があります。未拂い利子にして四百億といふふうなものがあつて、これにつきましては多分昨年の秋でありましたか、吉田総理大臣から日本としては、できるだけ早い機会に旧外債の誠意ある処理をいたしたいといふお話がござ

いました。日本政府の正式な態度としては、その総理大臣のお話が最初のものであり、それから現在におきましてもそういう方針であります。ただ具体的にいかなる時期におきまして、いかなる金額の利拂ひを開始するか、それから未償還の現在高をいかに処理して参るかといふことにつきましては、現在の段階におきましては、まだ確定いたしておりません。ただ、今お話の通り、今後外債をもし募集し得るといふ状態が来た場合におきまして、日本としては過去の外債を誠意をもつて処理するといふことが第一の要件でありますので、できるだけ早い機会に誠意をもつて処理いたしたい。こういう考へについては、かわりはございませ

○多田委員 日本の企業形態を健全なものにするといふことが、外資を導入する一つの條件になつて来ると考へておられるわけですが、現在の日本の企業体そのままで外資を受入れるといふことをどの程度考へておられるか。また外資を導入するために、当然企業の整備といふものを行わなければならぬといふことも一応考へられませんか、この外資を導入するために、企業の整備といふことを、政府は考へておられるかどうか、この点をお尋ねしたい。

○宮崎政府委員 お尋ねの点は、ただいまの段階においてはちよつとお答えしにくい点があるわけですが、ただいま通産省といたしましては御承知のやうに、ただに外資の導入だけでなく、企業の合理化もはかつて行きた。当然外資が入つて参ります場合には、日本人の企業家と違ひました面から

企業の状況を診断いたしまして、いろいろの整備事項等の要求もあるかと思ひますが、これが現在やつております合理化促進の線と一致いたしますれば、まつたく條件が整うわけでありまして、しかしさうでない場合においては、外資導入に対する条件としていろいろの御注文があるかと思ひます。ただいまのところでは、あらかじめ予定いたしましたかようなうに企業を整備して行こう、こういうふうな構想は持つておりません。御承知のやうに、外資といふものについての考へ方を單に株式投資だと推定いたしますと、お尋ねの通り、御承知のとおり、優先株式であり無議決権株式であるといふことがほんとうの筋にならうと思ひます。無議決権株式であつた場合の経営参加は、どういふ形態でなされるものか、これも大いに研究を要するところでありまして、この外資の導入によつて、日本の企業を整備しようなどといふことは、われわれの省として、ただいま考へてないことは事実でありまして、今後ともさうな面におきまして強い要求を受けようとは考へておらないのであります。

なお先ほど多田委員からお尋ねのありました中に、中小企業の外資の導入が困難であろうといふ言葉がありましたが、大企業が事業者団体法に抵触いたしますやうな方法によつて外資導入をいたすことは、困難だと思ひます。ことにただいまのこの法律の第二十五條に「公正取引委員会の権限を變更するものと解してはならない」といふ條文がございまして、むしろこれを解釈すれば、日本政府が考へても

なか／＼これはかえられないものだといふことを、示唆するやうな言葉にも解釈されるのでありまして、これは容易でないと思ひます。しかし先ほど安本政務次官の言うやうに、努力は続けるつもりでおるのであります。これがかえつて中小企業は逆にこの場合有利な條件に置かれると思つております。それは事業者団体法の適用を排除されておる中小企業等協同組合によるところの事業組合、その他の組合をおつくりいただきますならば、法人格も得られます。一個の団体といたしまして外資の受入れ態勢は十分整うわけでありまして、この面においては、大企業がかえつて條件が困難であつて、中小企業にはこの面のみで判断いたしますれば、非常に有利な面ではなからうかと考へております。従ひまして今後にわたりますのは、弱小の中小企業に対する組合化の指導をいたしまして、この面についてそれにふさわしいところの外資の入りやすさを、積極的に勧奨して参りたいといふのが、通産省として考へておるところであります。

○多田委員 だいま宮崎政務次官の中小企業に対する非常な御関心、敬服する次第であります。ただ今お話の中小企業等協同組合法がいろいろの欠陥を持つておる。たとえば今お話のやうに事業者団体法の適用は、あるいは除外されておるかも知れませんが、でも、現在の組合の行き方では、加入脱退が自由であるといふやうなこと、その組合に対する対外的な信用といふものが非常に困難になつて来ておる。この対外的と申しますのは、第三者からの信用であります。それが非常に困難な状態になつて来ておつ

て、中小企業等協同組合法による協同組合よりも、むしろ会社形態によつて、あるいはその他の結合によつて、中小企業の金融の問題、その他、いろいろ苦難な問題を打開して行こうという傾向が最近あるようでありますが、現在非常に基礎薄弱に見られるような中小企業等協同組合法を再検討され、真に中小企業者の活動機關としての機能を發揮するために、中小企業等協同組合法を改正するという御意思をひとつ持つていただきたい。そういうお考えがあるかどうか、この点を伺つておきます。

○官廳政府委員 御指摘の点はごもつとも千万でありまして、大いに研究いたしまして、その態勢に志す時期だと考えております。御承知の通り、法律はその時流に遅れまして存在するものでありまして、私は、法律が時代を追つて行かなければならぬと思ひます。これがまかりましたのは昨年とのことありますが、中小企業等協同組合法を立案といたしました当時の状況とは、御指摘の中にもありますように、相当事情がかわつております。これをもつと適切な方向にかえるという努力を、ただいま續けておるわけでありまして、さしあたりまして、現存の法規の中においても行えます点をせひ生かして参りたい、かような構想であります。

○多田委員 次に具体的に少しお伺ひたいと思ひます。この法案が成立いたしました後において、年間どのくらいの外資が入るといふ見通しを政府は持つておられるか。非常にむづかしい質問かも知れませんが、一応の見解をお伺ひします。

○賀屋政府委員 お答えいたします。この法律が通りましたあかつきに、外資がどれだけ入るかという御質問でありまして、多田委員みづから御指摘の通り、非常に困難な問題でございまして、何分にも外資導入は相手のありまざる事柄でありまして、日本側がいかに希望いたしましたとしても、いろいろ条件がございしますので、こちら側だけで推測を立てることも困難な事情にあるのであります。ただ過去の実績等から考へまして、多少数字的なことを申し上げますと、昨年の三月から今年の三月までちょうど一年間、外資委員会が取扱いました案件について、現実に海外から外貨を送金して参りました金額は、不動産に対して投資されました金額は、株式につきましては約四十六万ドル、不動産につきましては約十三万ドル、合計いたしました五十九万ドル程度のものが、日本における財産権の取得のために使われておるのであります。この情勢が来年度はどの程度になるかという見通しであります。今回の法律はもとよりこれをなお一層促進する意味合いをもちましてつくられたものでありますので、少くともこれよりは多い金額になるであらうというこ

とは申し上げることができると思ひます。なお外資につきまして、金額的なことを申し上げますと、非常に誤解を受けるおそれがあるものであります。先ほど来いろいろ話に出ておりますように、同じく外資の導入と申しましても、技術の形で入つて参ります外資が現実にも相当あります。これから多しあたりそういう形の外資が多いいのではないかと考えられるのでありますが、こういったものは評価の問題がございまして、評価はなかなか困難であります。無体財産権の形による評価であります。金額的にはこれよりも相当大きなものが入ると申し上げることができると思ひます。

○多田委員 ただいまのお話で、これ以上伺うのもむづかしいと思ひますが、政府はさしあたりどのような産業部門に外資を導入したいという考えを持つておられるか。政府の考え方がお聞かせ願へましたら、具体的に御話を願ひます。

○賀屋政府委員 外資を導入いたします場合の産業別の基準というものは、なかなか困難であります。日本の経済の立場からいって、どういつた産業が、他の産業に増して必要であるかという、各産業間につきまして順位をつけるという考え方も、實際一部にはあることはあるものであります。が、なかに困難な事柄であります。今度の法律につきましては、法文にもございまして、一応の基準をいたしましては、国際收支の改善に直接寄與する産業であります。か、あるものは重要産業、公益事業、そういつたものをあげておきまして、またその相互間におきましては、どちらを優先させるというような考え方はとつておらないのであります。ただ具体的に申し上げまして、たとえば基礎産業であります電源開発関係については、外資が要望されておるといふことは、よく世上でも言われておる事柄であります。できますれば、こういつた基礎産業に外資が入ることは望ましいことと考えております。

それから先ほども申しました技術の関係につきましては、まあ戦時中に

は、各方面の産業につきまして、技術の立ち遅れがあるわけでありまして、なかなかすぐ電気、機械工業等いつた方面につきまして、戦前の外資の提携等から考えまして、将来入りやすいのではないかと、いろいろ考へております。そのほかたとえば合成樹脂関係につきましても、技術の導入の可能性が多いのではないかと、いろいろ考へられるのであります。日本側から申しまして、どういつた産業を、この場合は、特に予定はいたしません。ただ向うの投資家と日本の会社との間に、現実には話合ができたものを、外資委員会が取上げまして、それが日本の経済に非常に役立つものである、悪影響のないものであるというふうなことであります。それ、どん／＼認可して行く、こういう方針で参りたいと考えております。

○多田委員 先ほど外資委員会が設立されました後における外資の投下の内容について、御話を願ひましたが、この中で、本格的な外資の導入の形で入つて来ておるといふか、外国資本家が日本の企業に対して、本格的に資本を導入して来ておるといふようなものがございまして、具体的に御話を願ひたいと思ひます。

○賀屋政府委員 外資委員会が昨年三月でございまして、約一年間の状況を、外資委員会が処理いたしました案件につきまして、なかなか本格的な投資と目されるものがどの程度あるかというところについて申し上げます。実は非常に件数としては少ないのであります。ことに金額としては、先ほど申し上げたように非常に少ないのであります。またその中では、技術契

約という形の案件が相当ございまして、関係上、これも評価の困難なことにございまして、現実に幾らということをお申し上げることはできないのであります。が、多少具体的にそのおもしろものを申し上げますと、すでに新聞紙上その他相当外資の提携が公表されております事業といたしましては、まず第一に、あげられるのは、石油関係の外国資本との提携であるのであります。これはカルデックスと日本石油との間の提携、それからスタンダード石油会社と東亜燃料との間における提携、それからタイドウォーター石油会社と三菱石油会社との提携、おもしろいのはそのういつた案件でございまして、その内容といたしましては、委託販売契約をいたしますもの、あるいは一定の施設の譲渡をいたしまして、それに対して対価を原油で供給するといったような契約、あるいは株式取得をいたしまして、資本参加をいたします契約、そういう形のものがあるものであります。それから次に、造船、機械工業関係の外国資本との間の提携であります。これはスイスの会社でありますツルツアールと、日本の重工業をやつています三菱重工業であります。か、播磨造船その他の造船会社、そういう会社との間の特許契約であります。デューゼル・エンジンの特許、あるいは高圧のコンプレッサー、そういうものの実施契約をいたしております例が、相当数ございまして、それから電気工業関係といたしましては、これはまだ最終的な認可は下りておりませんが、公表を差控えたと思ひますが、国内の有力な電気工業会社と海外の会社との提携が、約二件ばかりだいま審議中

になつております。それから次は化学工業関係であります。これは非常にポビュラーな例といつては、例のDDTの特許の実施契約でありまして、これはスイスのガイギー会社と、日本側といつては、保土谷でありますとか、日曹、三菱化成等、これは非常に数多く、二十二社との間に特許契約を結んでいる例がございます。それから二・四・Dとしまして、強力な殺草剤の特許であります。これがアメリカン・ケミカル・ベイントという会社と石原産業、日産化学、この二つの会社との間に契約を結んでいる例がございます。これは技術の導入にとどまらず、そのほか、同じ化学工業の部門で資本提携をいたしております例としては、グッドリッチというゴム会社と、日本側としては横浜護謨会社との間の提携が、その典型的なものでございます。大体的に意義のあると申します、本格的な外資導入と目されるものは、以上のようなものであります。

そのほか観光事業関係で、外人の来朝観光を大いに促進するという目的をもちまして、ホテルであるとか、事務所、設備を整備いたしますために、建物と建てるという関係で、話合いがほぼつづつ行われているようであります。現に御承知の日比谷の角では日活国際会館の建設に着手しているようであります。これはモース・ウェストの副社長とこちらとの間に株式取得の提携がございまして、これもすでに認可が下りているような状況になつております。大体以上であります。

○多田委員 今いろいろお話がございましたが、なお具体的に外人が日本に

おいていろいろな商社を経営されている、その活動の状況をお聞きしたいと思います。それからこれらの商社が日本国内で蓄積した資本がどのくらいあるか、あるいはまたこれをどういうふうに使われているか、さらに将来どういうような取扱ひを受けるかという点について、お話し願いたいと思つております。

○賀屋政府委員 外国商社のわが国内における事業活動の状況についてでございますが、外国商社が国内で事業活動をした場合は規制と申しますか、取扱ひのやり方から申しますと、昨年の一月に総司令部のサーキエ

ラーが出まして、同時にまた、日本府側に対してスキヤップインが下されまして、これによつて大体外人が国内において事業活動をした場合は、原則としてすべて業者は司令部の許可を得るということになつたのであります。司令部が許可をいたします場合は、あらかじめそれが日本政府として賛成であるかどうかということ

を照会して参るものであります。これに對してこれは外資委員会が受け付けまして、外資委員会が関係各省が集まりまして、日本の経済の状況その他を考慮いたしまして、あるいは賛成すべきもの、あるいは不賛成というふうな結論を出しまして、司令部に回答を出しておつたのであります。この制度に基づいて、日本側が司令部に対して意見の開陳を行つたものが、約三百件ばかりありまして、大体は賛成の回答をいたしているものであります。そのうち十件ばかりにつきましては、たとえば

当時は料飲業等も非常な制限をしたと

きでありましたので、外人が支那料理屋をやりたいとか、あるいはアイスクリームをやるとか、あるいはぜいたく品の販賣業務をやるといふような事業につきましては、日本側といつたしましては不賛成の回答をいたしておつたのであります。ただ賛成の回答を出した事業の内訳であります。この大部分はいわゆる商業活動でありまして、外貨建で外国から輸入をいたしたるような物資を、国内におりする外国人の消費に充てるために卸売をする、そういう業務が約四分の一ばかりを占めております。そのほかで目ぼしいものといつたしましては、船舶代理店、銀行保険業、弁護士、顧問、そ

ういつた業務も相当あつたのであります。それから件数として多いものでは、出版関係の事業でありまして、これがやはり相当の件数に上つておるものであります。ところが、この制度によりまして大体十月まで参つたのであります。十月の二十一日に新たな指令が出まして、その指令によりまして、従来はそういうふうな司令部が日本で外国人が業務をいたします際の許可をやつておつたのを改めまして、大部分の業務につきましては、日本人と平等の立場に立つて、特に原則として司令部の許可を要しない。そしてただ銀行業務とあるとか、保険業務であり業務とあるとか、あるいは通信、運輸、うい

ますとか、あるいは通信、運輸、うい特定の業務のみにつきまして、日本側に許可の権限を移す、こういつたことになつたのであります。こういう特定の業務につきましては、すでにそれの業務法が出ておまして、日本人に對しまして免許制度となつておつたのであります。この各業務法に基づく免許

によつて規制をして行くということに

なりまして、あらためて司令部側の許可が必要でないということになつたのであります。ただこういう業務を各省が特定事業について免許いたします場合に、外資委員会に意見を聞いて参るという制度にかつたわけでありまして、この新しい制度になりましたら、これは前の司令部の免許を受けておつたものがそのまま参つたわけでありまして、銀行業務が十一件、保険業務が三件ばかりあります。以上申し上げました各々がそれの業務法によつて免許いたします業務以外に、ごくわずかな種類であります。外資委員会が固有の権限に基いて事業の開始について免許する事業がございまして、これにつきましては船舶代理業が、十月以降に参りました六件、それから航空事業が一件、それから建築請負業が一件、弁護士業が四件、そういう数字に相なつております。これらの事業が事業活動を行つて、どれほどの利潤を上げておるか、あるいはどれだけの円資金をためたかというふうなことは、まだたていままでのところでは的確な数字が集まつておりませんが、今度新しく提案いたしました法律では、そういう点につきましても資料を徴し得ることになつておりますので、おい

おい調査を進めて参りたいと考えております。ただ前から出ております例のリーダーズ・ダイジェストといううな会社は、書籍の出版によりまして相当の円資金をためておりますし、また外国映画の配給をいたしておりますモーション・ピクチャ等も相当の円貨をためておるといふことは、当然予想されるところであらうと思つて

○多田委員 ただいまのお話のダイジェストその他の会社が円貨を相当ためておる、これらの金を今度の法律によつて外国に送金することを全部認めることになるのかどうか、その点を伺います。

○伊原政府委員 ただいま賀屋政府委員から申し上げましたように、リーダーズ・ダイジェストのごとき出版関係、映画関係、A.P.U.P等の新聞関係につきましては、司令部の指令で、その会社に対する許可の條項であつたと思つて、それらのものが日本において活動して得ました円資金はブロックされておまして、海外送金が許されておけません。ただいまは多分自分の事業活動に必要な、経営上必要な使途に使うことができること、それから日本の短期証券、国債等を買ひ得るということだけになつておるのでござい

ます。この今までの参つた金をどうするかという点で、今後そういう円をどの程度送金を認めるかということにつきましては、まだ参つておりませんが、けれども、欧州諸国その他の諸外国の例とも考えあわせまして、またそういう報道関係の事業が日本で活動いたしますことは、日本が国際関係で非常に分離いたされておりました関係上、ぜひ日本の事情を紹介してもらい、また日本に国際情勢を知らしてもらつて、うこと等が非常に必要でございまして、その事業の必要性を考えたり、今後また外貨資金の状況その他を考えた上、外貨送金を認めるということになると思つて、現在のところは、どの程度に外貨送金を認めるということにつきましては参りません。

○多田委員 次に法文の内容について

二、三点お伺いいたします。第二條の外国資本の投下の原則についてであります。外国資本の投下は自由と認められるべきものとするのでありますが、これは建前上原則的に自由なのか、あるいはある程度の制限をするのが建前で、ある程度のわきの範囲内における自由だというような考え方であるか、原則的にはどつちの考え方であるか、この点について伺います。

○賀屋政府委員 第二條は一條とあわせてお読み願ひまして、大体の外貨に對する日本政府の方針をうたつたわけでありまして、第一條では一定の基準がございまして、日本経済の自立とその健全な発展、あるいは國際收支の改善に寄與する外国資本に限つて、その投下を認めるという原則を述べておりますが、これはたゞいまの状況では外貨といひましても、將來には必ず外貨の負担が伴ふものでありますし、ことにいひ外貨に對しましては、その外資を保証してやろうという考えであります。關係上、何でもかんでも外資を入れたらどうか、この際考えものであると、いふことはつきりいたしておるのであります。しかしながら為替管理といひましても、外貨事情がだん／＼よくなつて参りますれば、その制限を徐々にゆるめて行くことは当然でありまして、為替管理法の方にもさういふ方針は明示されておりますように、それに呼應いたしまして、外資の導入につきましても、外貨事情がよくなつて行けば、できるだけ自由にして行く、また制限がない方が外資は全体的に入りやすいことは確かであります。さういつた観点からできるだけゆるめて行くという方針を、一応ここにうた

つたわけでありまして。○多田委員 第三條の第一項第一号のロのうち「外資委員會の指定するものを除く」ということになつておりますが、「外資委員會の指定するもの」といふのは、現在どのようなものと考えられておるか、伺いたいと思ひます。

○賀屋政府委員 これは、たとへば台湾製糖株式会社でありますとか、その他元の日本の占領地、台湾、朝鮮、満洲、さういつた地域に本店を持つておる会社は、法文の解釈上外国の会社に

なるわけでありまして、實質的には日本の会社と同様の会社であるうかと考へられますので、従来政令五一号でもやはり同じ取扱ひをしておたのであります。さういつた在在外会社は指定いたしまして、外国会社から除外して行くという方針であります。

○多田委員 第三号のやはり「外資委員會の指定するもの」といふその内容を伺ひます。

○賀屋政府委員 技術援助契約の内容は、一応そこに技術援助の定義を下しておるのでございますが、ここで予定いたして書きましましたもの以外に、たとえば製造加工等についての特殊の権利でありますとか、この條文の言葉に入りにくいようなものが出て来るおそれもあると考えられますので、また別途この關則等の關係からいたしまして、その契約が認可されるかどうかという点を、つきりいたしますためには、さういふものが技術援助になるかといふことを明示いたしませんと困るわけでありまして、「外資委員會の指定する」といふ條項を入れたのでありまして、ただいまのところさういふものといふ

ことは別段予定いたしておりません。○小野瀬委員長 次の質疑者は志田委員になつておりますが、どうしまするか、続けまするか、時間が十分経過しておりますが、——それでは部屋の上、質疑を継続することにいたします。志田委員。

○志田委員 大体多田委員から私のお尋ねしたいことは大部分質問せられておりましたので、数点についてお尋ね申し上げまします。この認可の問題につきましても、外資委員會あるいは大蔵大臣は左の各号の一に該当する場合には、左の各号の認可または許可をしてはならないといふことがありますが、その二号に契約の締結とあるいは更新が、詐欺、脅迫または不当な圧迫によるものと認められる場合、さういふのがあります。この詐欺、脅迫または不当な圧迫といふものは、この認可をする場合の狀態をさう見るときに限られると思はれるのですが、國際公法上におきましては、占領下における契約はすべて詐欺、脅迫または不当な圧迫といふことにして、講和會議後におきましては、これをキャンセルしてもさしつかえないような事態が起るわけでありまして、それに対するお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○賀屋政府委員 外資委員會がこの法律で認可をいたしました場合の消極的な基準といたしまして、ここに四点ばかり並べてありますが、その中の詐欺、脅迫、不当の圧迫の点でございまして、これは國際法の問題としてどういふことになりましか、遺憾ながら私の点についての知識は持ち合せておりませんが、この点はさういふ趣旨で入れられたかと申しますと、その沿革を申し

ますと、この法律ができました前に、さういふ外国人の財産権の取得を取扱つておりました政令五一号といたうのがございまして、これは御承知のボツダム政令で昨年の三月十五日に施行されたものであります。スキャップインが出ていますのでございまして、同時にこのスキャップの方から、これによりまして認可をいたしました場合の基準を日本側に示して来ているのであります。その基準の中にやはり同様の事項が入つておるのであります。それが政令五一号ではやはり申請書にさういふことがないといふことを明白にするために、記載事項として掲げているのであります。その趣旨はたゞいまお話にありましたように、占領期間中に財産取得が行われた場合には、それが占領期間中に行為されたものであるといふことによりまして、他日講和條約が締結されましたあかつきに、さかのぼつて効力をくつがえされるおそれがないように、日本側があらかじめその審査をいたします場合に、その点を十分調べまして、さういつた事實がないといふことを公の効力を持つた証明を認可に際してつける、さういふ意味合いでこの認可の基準に掲げ、かつ認可申請書の記載事項にする、それから認可申請書の中にもさういつた事實がないといふことをつきりうたつておるのであります。従ひまして、さういつた條文を入れますこと自体は、むしろ外国人に對してそれが將來講和條約が締結された後も効力がくつがえされないことを、日本側としてはつきり証明するた

めに設けられた規定でございまして。○志田委員 おそらく日本政府とし

ては、一方的に外資の入つた事業に對しまして、講和會議後におきましてもなおかつ講和會議後におけるそれらの事業を國營にするとか、あるいは私

有の財産権を沒收するとかいふことのおそれはないのだから、さういふ心配を除去するために、さういふものをつけられたのでありますけれども、わが党の天下の続く場合は十分安心させて可なりと思ひますが、わが党以外の天下になるような場合におきましては、國際公法をもつて律するといふことになりま

す。一九二一年のソ連の外資に對した態度等とにらみ合せて、相當外国人は心配するであらうといふことも、もつともなことだと思ひます。しかしそのことにつきましては法律上のことにもなりますので、それはそれで了承いたしておきます。

次に私はこの法案ができるまでは日米合同の審議會が数度開かれて、たとへばドレーパー、シーツのラインによつて、その法的具體化が本法案に盛りれておると解釈していいかどうか、その点をお尋ねいたします。

○賀屋政府委員 この法案をつくりま

すにあたりましては、ただ日本側だけで成案を得たといふことではないのでありまして、關係方面と十分な連絡をとりまして上で、でき上つたものであることは御承知の通りであります。またこれができます動機と申しますか、きつかけがどこにあつたかといふことにつきましては、先ほど志田委員が御指摘のように、シーツ、ドレーパーが昨年の暮れあたり来朝されました、さういふ人と會見をいたしました際

によく述べておりますように、送金についての保証は、外資を入れる上に非常に必要であるといふことを言つてお

りますが、それがまたこの法律をつくります上に大きな働きをしたのであろうということは事実であります。ただ必ずしも外国側から言われてつくられたというふうなものではないのであります。どこまでも日本側の発意に基いて、関係方面と十分連絡をとつた上ででき上つたものだ、かように考えております。

○志田委員 非常によくわかりますが、そうだといたしまして一つお尋ねいたしたいのは、ドレーパー、シート・ラインによりますと、輸出組合のごとき団体はこの際廃止して、これを自由競争にしなければならぬということ、當時しきりと稲垣通産大臣に要望いたしておつたと思いますが、政府はこれに対していかにお考えになつておりますか。

○宮崎政府委員 稲垣大臣当時シ・ツさんがおいでになりました、民間外資の導入方式についていろいろ懇談のありましたことは事実でありまして、その当時のお話につきましては、これはオフィシャルのものではありませんので、内容を詳しく申し上げるわけに参りませんが、輸出組合というのに対しては、管理貿易の当時におきまして、また自由貿易を原則といたしまして今日の段階におきまして、輸出振興の一助として日本的に考えれば必要なるものであるという考えは、ただいまも持つておるわけでありまして、御承知のように、事業者団体法その他に抵触する面が相当ありますので、ただいまでは実現の可能性が薄いわけでありまして、御意見として承りましたことが、国内事情としてはこれを実行に移すことが困難でありまして、通商産業

省といたしましてこれに關します一つの成文を得たこともございますが、これはもろろん表面向きになつたものではございません。さうなことで現在はこの問題は御意見として承つたのみで、実行に移すまでは参らないのであります。と同時にただいま安定本部が主管になつてやつております両案の立案につきましても、これはやはり通常の立法過程におきまして、司令部と協議いたしまして、特にこの問題につきまして特殊な会議を開いたというようなことは、通商産業省としては関連を持つておらなかつたわけでありまして、

○志田委員 ちようど宮崎政務次官がお見えになつておりますので、特別にお尋ね申し上げますが、この法案を拜見いたしますと、私は法律的な受入れ態勢としては相当よくできておるのではないかと申すのでありますが、問題は單に法律的な受入れ態勢だけにどまらぬものではないかと思つておるものであります。むしろ経済的な態勢がどうであるかということが、今後の外資導入に關しまして非常に大きな問題であると思つておるものであります。つまり営利をどの程度にやれるか、あるいは企業の安全性が日本の将来の産業の上において十分はかられるかどうか。こういう点につきまして将来に不安があつてはならないのであります。日本の産業構造の点から考えまして、政府は日本の企業の将来に不安がない、十分営利と安全とについて外国人として安心してやることができるといふお考えを持つておるかどうか、お尋ね申し上げます。

○宮崎政府委員 これは非常にむずかしい問題でありまして、外資が入りました場合に国内資本との立場がどうなるか。もつと具体的に言えば、国内資本が外資と同一條件のもとに自由競争の事業分野に活動し得るかどうか、こういう問題になると思つておるのですが、これは單に外資導入に關します法律だけでなく、一方商事法制と申しますか、事業に關します各種の法令と相關連しておると思つておる。そこで商法改正に關します問題につきましても、本省といたしましての考え方をそれぞれ法務府の方へ申し入れて、幸いにいたしましてただいま審議されておりますところの商法の一部を改正する法律案におきましては、外資が案外経営を支配するという権能を持たない、こういう状態に置きたいという趣旨がある程度達成されておるような状況でございます。先ほど多田委員から御質問のあつた税の問題につきましても、これは国内におきましてはある程度の不均衡も生じようと思つておるが、外国の税制等と比較いたしまして、税の負担力に対しまして外国投資家の関心というものを対象として見ますと、まづ一応あの線が妥協ではないか、かように考へるわけでありまして、もし国内資本との間に、特に格段の競争上の等差が生ずるといふような事態におきましては、あらためてこの問題を勘案しなければならぬと思つておる。が、現状におきましては、外資導入によつて極度に日本の資本が圧迫されるというふうな事実は、想定できない状況にございます。

○志田委員 私は今日國際的な状況から見まして、当分民間外資の導入を困難ならしめる諸條件が多いと思つておりますが、もし入つて来ることをいたしましても、設備資金、運転資金というふうなことを考えます場合には、設備資金よりは運転資金の方に多くを期待するといふことが、企業をやる者の本心であると思つておる。また株式よりも社債を要求するだうと思つておる。大體危険率という点から考えまして、外資が大企業を対象として入つて参りますことは、昔も今もかわりはないと思つておる。が、そういう場合に日本の企業の生産原価がどんなふうになつて行くと思つておられるか。それからこれを大量につくつてやるといふ場合におきまして、外国技術をどの程度に日本に入れようと思つておられるか、その点をお尋ね申し上げます。

○宮崎政府委員 技術導入の点につきましては、ただいまこれがただちにどれだけの効果をもたらすか、もちろん効果がないといふことは申し上げられませんが、法律の第一條にもありますように、國際收支の改善と日本の産業に寄與するものといふ外資を優先的に入れるといふことになつておりますから、日本の産業に寄與しないもの、さうな外資は第一條の点に入らないのであります。従つて技術を導入いたしまして、日本が戦時中から遅れておりました技術を回復する。こういう面に役立つことは事実であり、またさうなものでなければ、通産省として技術導入の目途と合致するものであるといふことはできないと思つておる。先ほど安定本部からお話のありましたベークライトに対する技術、あるいは電気通信機械等に対する技術の導入というふうなことも、これは日本産業に寄與する

ることは確かでありまして、これが経営原価にどれほど響いて、どういふふうな結論を得るかといふことは将来に屬する問題で、残念ながらただいま申し上げられる資料を持つておりません。また社債等の投資を受けました場合に、企業の経営コストにどれだけの響きがあるか。外見的に申し上げますならば、よい結果を與える。コストの引下げに有効になるであらうといふことは申し上げられるわけでありまして、ただその場合におきまして御指摘の運転資金に重点を置いて、民間外資を希望するといふのが常識であるといふ点につきましては、若干疑問がございまして、運転資金に重点を置いて外資の導入を希望いたしますと、その希望が達成せられない場合の方が多いたうではなからうか。外資の入つて参ります諸條件がありまして、ことに担保の問題、債務を担保いたします条件等が重要なものとなつて、御指摘の大企業がこれにふさわしいといふことは事実であります。しかし全面的に見るならば、個々の企業につきましてもいろいろと検討いたした数字もただいまつくつてはおりませんが、いまだ具体的に、この産業にはこれを持つて来ればさうに合理化されるのだといふところまで進んでおりませんが、一般的に申しますならば、確かに日本のコストの引下げになつておることは申し上げてさしつかえないと存じます。

○志田委員 生産コストの引下げは必然である。その上でさらに技術の導入によつていい品物ができるのであれば非常にけつこうであります。そういう場合にどの程度の生産コスト引下げになるかといふふうな考えも、もちろ

人御調査なさつておると思ひますけれども、先ほどお尋ねしました中小企業等の場合におきまして、大企業の下請になつておるような中小企業に対しては、外資の導入は設備資金よりも運転資金の方が、より効果が多いと思つておるのでありますが、それにつきましてはいかがでありますか。

○宮内府委員 中小企業の金融の問題につきましては、外資導入と離れても考えなければならぬ問題でありまして、そこで運転資金の方が非常に必要だといふことはごもつともな意見でありまして、ただいまのところ、あるいはこの席で申し上げるの少し早いので、しつて申し上げますれば、私個人の考え方を申し上げたいという程度に聞き流し願つて、御参考になれば仕合せであります。ただいままで中小企業の金の企業に對しまして、見返り資金の解除を受けまして、協同融資というのをやつて参りました。これは従来のように、中小企業対策が幾多の失敗を繰返して参りましたに對しまして、下部に浸透いたすように特別の努力をいたしましたところ、非常に有効に使われました。三月一ぱいにおいて見返り資金三億の解除に對しますものをオーパーいたしました。非常に効力がある。しかしながらこれは設備資金に限定されております。一般金融機関との協同融資でありますので、次には中小に限らず、中小の区別は大体申しますと、小の方は従業員が百人未満、資本金三百万円未満というような程度のもので、一応標準にしておつたわけでありまして、中の方は、これは法律制のものであります。見方としまして従業員が三百人未満、資本金額におい

て五百万円未満、こういうところになつたことをあるかどうか。もしあつたならばその要望の内容をお話願ひたい。

○宮内府委員 非公式にはいろいろお話がありますが、いまだ具体的には承つておりません。例の只見川の問等につきましても調査は終えましたが、その後には對しまして、いまだ具体化した相談がありませんので、こういう法律がでない限りは、そういう話が持ち上つて来ないだろう。できましてあかつきには相當にさうな問題が具体化して来ると思ひますが、今日ではまだ正式にさうな話を民間から承つたことがないような状況であります。

○志田委員 われ／＼の手元に日本産業協議会を通じて外資導入の経過についていろいろと情報を受けておる。それによると大抵一形体のものは借入れを主として、それから株式、社債といふことになつております。複合形体のものは、やはり株式、社債の借入れを主として、條件によつて株式を入れるにありまして、償還についてはどういふふうにお考えになつておるのがありますか。それは短期でありますか、長期でありますか、これをお尋ねしたい。

○宮内府委員 この点につきましても安定期本部の方からお答え願ひか、大蔵省の方でお聞き願ひの妥協だと思ひますが、便宜お答え申し上げますと、ただいまは正式には何ら外資導入

のことに對してお申出を受けておりません。御希望の点が長期であるか短期であるか。ちよつと判断に苦むわけでありまして、常識的に申し上げますれば、設備資金であれば相當の長期にわたる部分、二十年ないし三十年くらいにわたるものがほんとうではなからうか。かように考へておるわけでありまして、ただいま御指摘の民間ではこういう希望を持っておるというお話であります。その御希望はよくわかりました。しかしながら外資を導入いたした以上、その利潤なりあるいは元本なりの償還を確保するといふ法律が定まつておらない以上、希望はあります。その希望を受入れる状況にならぬと思ひます。従ひましてただいま御審議を願つております両法案が、もし外資導入の希望が旺盛であればあるほど、早期にこれをやる必要がある。かつ外貨予算との見合いにおきまして、認許可等の制度もつておるものであります。これは自由の原則の上に立つ認許可であつて、この認許可を與えられたものは外貨の送金が確保されるのだ。かように運用されて参るのが本法立法の趣旨である。通産省は考へておるわけでありまして、具体的にこの法律が通りまして上は、いろいろと民間の希望を集めて、むしろ積極的に協力いたしまして、民間の外資の導入を達成いたしたい。かように考へておる次第であります。

○志田委員 この法案によりまして、日本経済復興に必要な外資を認許可するといふことになつておるのであります。一体それは、選択するほど外資が入つて来るように政府は考へられおるのかどうか。届出だけで自由に導入した方がよいのではないかと考へると思ひますが、その点はいかがでありますか。

○宮内府委員 これは先ほどもちよつと申し上げたように、外資導入を阻止しようとした効果を持つという意味ではありません。送金すべき外貨の資金の關係が、ただいままではいまだ復興過程にありまして日本の現情といつて、自由に送金を認めるような形がとれないわけでありまして。しかも國際の為替取引の問題につきましても、戦前のような正常な状況にありません。また日本の貨幣制度におきましても、完全なる兌換券に返つておるわけでもない、何と申しますか、信用貨幣時代の要期のようなものが現れておりますので、こういう意味から一応は許可、承認を與えたものは送金ができるのだ。外資が確保できるのだという意味の窓口でありまして、これは許可、認可を困難ならしめ、これに無用の煩雜を加えるといふものでないのがあります。許可、認可を與へざることを本則であつて、たまに認許可をするものを取上げる。さうな取扱ひでなくして、むしろ外貨の割当あるいは外貨の送金を確保するための認許可である。かように運用して参りたいのが本法の趣旨であります。

○志田委員 昨年度中に外国人の投資がいろいろあつたように、先ほど多田委員にお話があつたやうであります。それは送金を予定された借入金や、あるいは株式の売買、売渡し等のものであります。ただいままでに入りました外資につきましては、その果実等の送金につきましては、政府として

導入した方がよいのではないかと考へると思ひますが、その点はいかがでありますか。

○宮内府委員 これは先ほどもちよつと申し上げたように、外資導入を阻止しようとした効果を持つという意味ではありません。送金すべき外貨の資金の關係が、ただいままではいまだ復興過程にありまして日本の現情といつて、自由に送金を認めるような形がとれないわけでありまして。しかも國際の為替取引の問題につきましても、戦前のような正常な状況にありません。また日本の貨幣制度におきましても、完全なる兌換券に返つておるわけでもない、何と申しますか、信用貨幣時代の要期のようなものが現れておりますので、こういう意味から一応は許可、承認を與えたものは送金ができるのだ。外資が確保できるのだという意味の窓口でありまして、これは許可、認可を困難ならしめ、これに無用の煩雜を加えるといふものでないのがあります。許可、認可を與へざることを本則であつて、たまに認許可をするものを取上げる。さうな取扱ひでなくして、むしろ外貨の割当あるいは外貨の送金を確保するための認許可である。かように運用して参りたいのが本法の趣旨であります。

は何らの保証をいたしておりませんので、こういう外資委員会がある株式取得を認可いたします場合も、条件をつけまして、配当金の送金等については、その都度その当時施行せられる為替管理上の諸規則に従うこと、こういうような条件をつけておきます。従いまして今まで認められましたものにつきまして、現実には送金をいたします際に、普通の手続によりまして為替管理上所要の許可を得ることになつております。

○志田委員 それではもう一つ伺います。それは借入金、株式の受渡し等のことでありますが、現物投資の場合、たとえは特許権とか、あるいは無体財産等の投資というふうなもので、昨年中に税関に預託したものがあるかどうか、お尋ねいたします。

○貿易政府委員 昨年一年間に技術の援助に関する契約は、先ほど申し上げましたように相当数ございまして、これが実行の過程に入りまして、現実には特許料を外貨でもつて送金するといふ必要が起つて参るのでありますが、ただいままでのところでは現実には送金の問題はまだ起つておらないのであります。もし将来これが必要になつて参りますれば、そのときに為替管理上の手続を経るということになるのであります。今度新しい法律が出ますことによりまして、将来の外貨の送金について保証を得たいという希望が、ありますれば、すでに認可いたしましたものにすぎません、またあらためて再検討をするという措置を当然とらねばならないと考えております。

○志田委員 民間外資がなか／＼困難で、政府外資がおもに入つて来るとい

う場合において、アメリカから未開発地域援助に対する資金の点について、どの程度にお考えになつておるか、お伺いしておきます。

○貿易政府委員 外資の導入と申しましても、国籍別に申しますれば、大部分がアメリカになるわけでありまして、このアメリカ政府による外資の援助ということは、当然日本側としても希望いたすわけでありまして、ただいままでも政府の手によつて、結局アメリカの納税者の負担になるような外資は、将来未長く続けるというところは予想されないという観点から、できるだけ民間外資に切りかえる必要があろうというところで、日本政府といたしまして、民間外資の障害をできるだけ除き、また入りやすい基盤をつくるという努力を続けておるわけでありまして、この法律はその目的のためにつくられたにはかならないのであります。しかしながらアメリカ政府におきまして、いろいろ／＼な国内経済政策との関連がございまして、各地に対する経済的な援助、こういうことにもなか／＼熱を入れておるようであります。昨年の大統領就任の際のいわゆる未開荒地援助計画につきましても、その後これを実行を効果あらしめるために、いろいろな法制的な措置を進めておるようであります。これが東洋に日本についてどういふふうな適用を受けるかという点については、まだはつきり日本がこれに含まれるというふうなことは、きまつておらないように聞いておるのであります。日本側といたしまして、できるだけこういふ制度に均霑し得るというのを希望はいたしますが、またそういう要請は機会あ

るごときにいたすべきものと考えておりますが、いろいろ／＼な観点からきめられ、ことにアメリカ政府がきめるべき問題でもありますので、今ただちに日本側だけでこれをどういふことはできないであらうと思ひます。

○志田委員 最後に先ほどちよつと尋ね申し上げましたが、お答えになられなかつたのもう一つ聞いておきたいと思ひますが、償還の方法につきましても、一体外資を入れるには、返すことも考えなければならぬのであります。返す場合の方法で、収益と増資による方法をとるものか、あるいは利益金の一部をもつてこれを返すのか、あるいは生産品で直接返して行くのか、あるいはもう一つ考えを大きくして、大部分生産品でやるが、一部は現金でもやれるというふうにするのか、そういう点につきまして、政府はどういふことを考えておるか。あるいは製品で、また輸出の代金でやつて行くというふうなことにするのか。そういう点で何かお考えがありましたならば、この際お話し願ひたいと思ひます。

○貿易政府委員 外資が入りまして、これを償還いたします場合の方法でございしますが、ただいま御指摘のよう、その方法については、いろいろ／＼考へ得るところでありまして、これはその個々の業者相互間の契約によつて、きめらるべき問題であらうと思ひます。政府といたしましては、必ずしも、こういふ方法をとれというふうなことを決定いたしまして、業者に押しつける、あるいはそれでもつて指導して行く、こういうふうな考えはいたしません。ただ契約により償還をいたします

事柄と、償還金を海外、本国へ引揚げ送金の問題とは、これは一応切り離して考えらるべき問題であらうと思ひまして、この償還金として、海外送金をどの程度認めるかということにつきましては、これもやはり一部の議論として、は、あらかじめ一定の基準を立てておいて、海外投資家に目安を與えるということも、一つの議論であらうかと思ひますが、今度の法律は、そういう建前はとりませんで、個々のケースにあたりまして、そのときの外貨事情なり、それからその契約自体の日本経済に及ぼす貢献の度合い、そういう具体的な観点を含め合はして、具体的に決定して行く。それを認可して行く、こういう方針で参りたいと考えております。

○志田委員 外貨の問題であります。正当な外貨とは、どういふように考えればよいかということですが、たとえばこういう場合は正当な外貨になるかどうか。日本に在留しておる外国人が、日用品をいろいろ／＼買った場合に、いろいろ／＼な収入が出たというふうな場合、それをかうために携帯して来た金、あるいは外国から来た船舶の船員が持つていた金、こういうふうなもののは正当な外貨として考えられるかどうか、その点をちよつとお尋ねいたします。

○貿易政府委員 正当な外貨と考えてさしつかえないかと考えております。

○小野瀨委員長 この際お諮り申し上げます。ただいま竹山委員から議事進行に際し緊急発言の要求がござりますが、これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野瀨委員長 異議なしと認めます。竹山委員。

○竹山委員 この法案については、きわめて重大でありますので、午前中実には野党の懇談会におきまして、電力の問題とともに日本の将来にとつて重大な問題であり、これを会期余すところわずかの、切迫したときに提出をいたしました政府の責任の問題でもあります。国会としても十分に審議をいたさなければならぬという見地から、ことにこの法案については、経済的にきわめて／＼な方面に影響があるから、渡米議員団の報告にもあるように、公聴会を開く、あるいは正式の手続をとるために、これができないならば、それにかわるような参考人を招致する等の方法によつて、十分に各層の意見を取入れて、国会の審議をなすべきであるという見地から、政府及び與党にその旨を申入れをいたして参つたやうなわけであります。この点について、委員長に開かれる理事會において、委員長において御審議をいたされたことを提案いたします。

○小野瀨委員長 了承いたしました。他に質疑の通告がございしますが、時間も大分経過しておりますので、明日午後一時三十分より質疑を続行いたしますことにいたします。本日はこの程度にて散會いたします。

午後一時四分散會

昭和二十五年六月二日印刷

昭和二十五年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所